

地域づくり推進室では、これからの地域づくりを皆さんと話し合いながら進めています。ここでは、地域づくりの考え方や取り組み等を皆さんにお届けします。

自治会やめてもいいですか？

「自治会をやめたいんですが、どうしたらいいですか」という相談が役場に寄せられることがあります。

相談者は、自治会活動に対して前向きな人が多いのですが、勤務時間や家族の事情などから、役員を引き受けることが困難であったり、自治会行事などが過度の負担になっているというものです。役場としては、自治会加入を強制することは出来ません。相談内容を自治会に伝えることで、相談者に迷惑をかける可能性もあるので、大抵の相談に対しては、お話を聞くだけとなっています。

昨年度、金ケ崎町地域づくりのあり方検討会では、今後の地域づくりのあり方を検討し、2年間の議論を経て、最終報告書(町のホームページに掲載)をまとめました。検討会では、自治会役員の負担が大きくなっていくこと、定年延長や年金支給

年齢の引き上げなどから、地域活動を行う時間がない人が多くなり、自治会役員のなり手が少なくなっている現状から「今ままでと同じような自治会活動は困難」であるという意見が多く出されました。皆さんの地域では、どうでしょうか。

自治会活動など、地域で一緒に取り組む活動のことを「結」という言葉で表すことがありますが、「結」という言葉は、古くは田植えやかやぶき屋根のかやぶき替えなどの共同作業などを指していたようです。誰かのために労働力を提供することで、自分が困ったときに相手に労働力を提供してもらおう、いわゆる「お互いさま」のことを言います。

現在の自治会活動に当てはめてみるとどうでしょうか。地域の諸行事は、「お互いさま」になっていますか。ある自治会長から「行事の参加者が増えた」という報告がありました。その地域では、子どもたちの通学路の安全確保を地

域の有志が行ったり、班長の輪番制をやるなど、特に子育て世代の負担軽減につながる取り組みを始めていました。その影響があるのは残念ながら検証できませんが、この自治会では「お互いさま」の関係が築かれてきたのかもしれない。皆さんの自治会では「お互いさま」の自治会活動になっていきますか。



# つくってみよう！ マイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載された顔写真付きのカードです。本人確認の際、身分証明として使用でき、行政手続き(確定申告など)のオンライン申請が利用できます。初回発行は無料です。この機会に作成してみましょう。

▶マイナンバーカードの3つの申請方法はこちら！

マイナンバーカードの申請には、通知カードと一緒に送られてきた交付申請書が必要です。持っていない人は、住民課で申請書を再発行していますので、本人確認書類を持参し窓口までお越しください。また、専用サイトからも交付申請書をダウンロードして申請できます。



申請WEBサイト

スマートフォンで申請	パソコンで申請	郵便で申請
①スマホで顔写真を撮影 ②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録(その場で撮影も可)、必要事項を入力して申請完了	①カメラで顔写真を撮影 ②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了	①交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

郵送に比べて  
仕上がり早い！



▶申請から約1カ月後、町から「交付通知書」が届きます。交付通知書に記載の必要書類を持参し、マイナンバーカードを受け取りに行きましょう。

▶住民票、マイナンバーカードに**旧姓(旧氏)が併記**できます！

11月5日から住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカードなどへ旧姓を併記できるようになりました。婚姻などで氏に変更があった場合でも、従来使用してきた氏を旧姓として併記することで、保険や携帯電話の契約、銀行口座の名義に旧姓が使われる場面において、その証明に役立ちます。

■旧姓併記の手続き方法

**STEP 1**

旧姓が記載された戸籍謄本などを用意しましょう。  
※戸籍謄本などは本籍地の市区町村に、直接または郵送で請求できます。

用意が出来たら提出しましょう

▶▶▶

**STEP 2**

用意した戸籍謄本などと一緒にマイナンバーカード(通知カード)を持って、住民課に申請してください。



詳細はこちら



■問い合わせ先  
住民課 (内線 2127)

※手続きには希望する旧姓が記載された戸籍から、現在の戸籍につながるすべての戸籍謄本、除籍謄本が必要です。



## 冬の交通事故防止 ～ゆとりを持った運転で事故防止～

■問い合わせ先 金ケ崎交番 (☎44-5227)、永岡駐在所 (☎44-3310)

# 交番だより Police

- 冬道の交通事故防止「1,2,3運転」
- ▼1割以上のスピードダウン  
冬季は道路の凍結を予想し、1割以上速度を落とすとして走行を。特にカーブや橋、トンネル等の手前では十分に減速しましょう。
- ▼2倍以上の車間距離  
凍結路面では、すぐに止まることができません。スリップに慌てることのないように、2倍以上の車間距離をとりましょう。
- ▼3分早めに出発  
冬場は目的地までいつも以上に時間がかかることがあります。3分以上早めの出発を心がけ、気持ちにゆとりを持った運転をしましょう。
- 冬道を走行するときの注意点
- ▼「急」の付く運転はしない  
スリップさせないよう「急発進」「急ブレーキ」「急ハンドル」などはせず、慎重な運転を心がけましょう。
- ▼出発準備を万全に  
出発前は車の前に積もった雪を落とすなど十分な視界を確保しましょう。
- ▼雪は溶けても緊張は解かない  
晴れの日は続き一時的に道路環境が改善しても油断せず「1,2,3運転」を継続しましょう。